

誓約書作成等に係るFAQ

- 1 代表者とあるが、契約権限を委任された者をもって代表者とする可以吗？

【回答】

代表者より契約締結権を委任されている場合は、委任されている者で構いません。
(契約の相手方になる者の誓約書を提出いただきたい。)

- 2 うちの支店の代表者(契約権限者)は支店長である。支店長名義でいいのか？

【回答】

本社より契約権限を委任されている場合は支店長名で構いません。

- 3 ①別の部門の部長が「誓約書」を提出済み。当方の部門では提出不要か？
②第一部門、第二部門、第三部門それぞれが機構と取引をしている。それぞれの部長名で契約しているが、それぞれ必要なのか。

【回答】

- ① 部門における契約締結権を当該部長が有しているのであれば提出は不要です。
② 部門における契約締結権をそれぞれの部長が有しているのであれば、個々の提出が必要となります。

- 4 NICTの競争参加資格(又は省庁統一参加資格)をもっている。
なぜこのような誓約書を取るのか？

【回答】

省庁より出されている「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に従い、誓約書を取得するよう要請されているもの。公的研究費の契約等にかかる不正防止の取り組みであり、競争参加資格とは異なるものです。

- 5 この誓約書を提出しないとNICTとは契約できないのか？

【回答】

契約締結にあたっての前提条件としており、提出が無い場合契約できないこととなります。

- 6 誓約書は、PDFファイルにしてメールでの送付のみでいいか？

【回答】

当機構では原本の送付をお願いしたいので、PDFファイルでの送付後、原本を郵送又は持参をお願いします。

- 7 当社に同じお知らせが複数きているが、複数出す必要があるのか？

【回答】

社としての誓約を求めているものであり代表者名1通(例えば社長名)で結構です。ただし、複数の部門があり、当該部門単位で契約締結権を有している場合は、部門毎に誓約書をご提出いただきたい。(本FAQ1,2,3 関連)

8 この誓約書には有効期間がないが？

【回答】

ご提出いただく誓約書に有効期間はありません。一度いただければ、それで結構です。
(FAQ10の場合を除く。)

9 この誓約書は、どの時点から適用されるのか？

【回答】

この誓約書にご署名頂いた日から適用となります。
ただし、当機構の運用上、平成27年3月中にご提出いただいた誓約書については、平成27年4月1日以降に契約する案件から適用とさせていただきます。

10 誓約書提出後に社名の変更、または、合併等が生じた場合は改めて契約書の提出が必要か。

【回答】

改めての提出をお願いします。

11 誓約書提出後に代表者の変更が生じた場合は改めて契約書の提出が必要か。

【回答】

あくまで法人として誓約書をご提出いただいていることから、代表者を変更しても再度ご提出いただく必要はございません。

12 本誓約書により誓約した当社の情報は、外部に公開されるのか？

【回答】

あくまでも部内用であり、部内職員にのみ誓約書の提出状況のみ公開されます。
外部に公開はいたしません。

13 誓約書の日付は、何か制約があるのか？

【回答】

特に制約はありません。
誓約書の日付は、誓約していただくことを了承した日（印を押した日等）になります。
日付を遡及することはしないでください。

14 誓約書への捺印に使用する印について

【回答】

誓約書への捺印については、お手数ではありますが、契約書に捺印する公印をベースに使用（代表取締役等による本社一括での場合は、代表取締役の公印をお願いします。）してください。
(捺印にあたっては、俗にいう「シャチハタ印」の使用は不可。)